

## 「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）補助金」 受領の申請手順

### STEP 1 全体設計承認申請書の提出

- ① 複数年度にわたる事業の場合、採択後、交付申請前に協議会を經由し、全体設計承認申請書を国土交通省へ提出し、年度別事業計画の承認を受けていただきます。
- ② 工程表及び補助対象工事（掛かり増し費用相当額）をあらかじめ明確にする必要がありますので、全体設計承認申請書と併せて提出してください。
- ③ 提出期限は 採択通知書を参照ください。

### STEP 2 交付申請書の提出

- ① 交付申請書の受付は、採択日以降随時行います。
- ② 交付申請書は補助対象工事（掛かり増し費用相当額）の着手までに提出してください。
- ③ 最終提出期限は 令和5年12月15日（不備のない状態で必着）です。  
※上記の提出期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。
- ④ 審査完了後【交付決定通知書】を発行します。
- ⑤ 【交付決定通知書】を受領後、完了実績報告書に添付する物件の写真の準備をしてください。併せて、「完了実績報告書についてのご案内」もお読みください。  
→【交付申請書の作成要領】をご確認ください。

### STEP 3-1 現地検査の手続き（該当する場合）

- ① 工程表より検査日を想定し、連絡します。
- ② 協議会からの連絡後、現地検査の希望日時をご連絡ください。
- ③ 協議会より送付する現地検査チェックシートを作成し、検査当日の1週間前までに協議会へ送付してください。
- ④ 現地検査チェックシートの内容に沿って検査を行います。

## STEP 3-2 完了実績報告書の提出

- ① 事業完了後、完了実績報告書を作成し提出してください。
- ② 最終提出期限は 令和6年2月1日（不備のない状態で必着）です。  
※上記の提出期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。  
→【完了実績報告書の作成要領】をご確認ください。
- ③ 審査完了後【額の確定通知】を発行します。

## STEP 4 請求書の提出

- ① 【額の確定通知】の発行後、請求書を作成し、すみやかに協議会へ提出して下さい。
- ② 請求書の確認をもって、補助金が協議会より補助事業者へ 令和6年3月（予定）に登録した口座に振り込まれます。
- ③ 補助事業完了です。

## STEP 5 補助事業完了後について

### 【令和4年度第1回以前の採択】

- ① 補助事業完了後の1年間、住宅全体のエネルギー使用量や温湿度測定にご協力いただきます。  
測定期間は事業完了後、1年間とします。住宅全体のエネルギー使用量の回収時期はメールでご案内します。
- ② アンケート調査票（入居者用・生産者用）にご協力いただきます。  
回収時期は、以下のとおりです。
  - ・アンケート調査票（入居者用）および温冷感等の記録用紙は、入居1年後となります。
  - ・アンケート調査票（生産者用）は、アンケート送付後3ヶ月以内にご提出をお願いします。詳細はメールでご案内します。

当該事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケート調査票（入居者用）等に伴うヒアリングにご協力いただきます。ヒアリングについては、温湿度測定やアンケート調査票（入居者）回収後を予定しております。実施時期はメールでご案内します。

【令和4年度第2回以降の採択】

① 補助事業完了後の3年間、住宅全体のエネルギー使用量や温湿度測定にご協力いただきます。

測定期間は事業完了後、3年間とします。（1年ごとに温湿度測定機器を交換予定です。）住宅全体のエネルギー使用量の回収時期はメールでご案内します。

② アンケート調査票（入居者用・生産者用）にご協力いただきます。

回収時期は、以下のとおりです。

・アンケート調査票（入居者用）は、入居1年後となります。

温冷感等の記録用紙については、入居後3年間ご協力いただきます。

詳細はメールでご案内します。

・アンケート調査票（生産者用）は、アンケート送付後3ヶ月以内にご提出をお願いします。詳細はメールでご案内します。

③ 当該事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケート調査票（入居者用）等ヒアリングにご協力いただきます。

ヒアリングについては、温湿度測定やアンケート調査票（入居者）回収後を予定しております。（最大：1年ごと3回）実施時期はメールでご案内します。